

法人の概要

拠点住所	520-0044 大津市京町三丁目5番12号		
ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん おおつにおのはましようがいしゃふくしほうじん 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉法人	ふりがな 代表者氏名	りじちよう しらすぎ しげお 理事長 白杉 滋朗
主たる事務所	520-0801 大津市におの浜四丁目2-33	TEL FAX	077-511-2111 077-527-5515
許可年月日 番号	平成13年3月22日 第340号	設立登記 年月日	平成13年3月28日

法人の事業

	事業内容
第2種 社会福祉事 業	大津市立障害者福祉センターの受託経営
	相談支援事業の経営
	一般相談支援事業の経営
	特別相談支援事業の経営

役員等 (敬称略、順不同)

理事 9名

区分	氏名	任期
理事長	白杉 滋朗	自R3.6 至R5.6
理事	乾澤 正和	
	奥村 清和	
	石野 富志三良	
	大石 康雄	
	西川 実千子	
	元藤 大幹	
	秋田 悦雄	
	白杉 滋朗	
泉谷 勝彦		

監事 2名

区分	氏名	任期
監事	後藤 康幸	自R3.6
	新實 幸子	至R5.6

第三者委員会

氏名	
松村 裕美	学識経験者
藤木 充	評議員

評議員 10名

区分	氏名	任期
評議員	北村 茂	自R3.6 至R7.6
	杉浦 登	
	北川 みよ子	
	千代 章浩	
	植松 久仁子	
	山路 美登	
	藤木 充	
	森田 芳久	
	福田 實	
	山口 浩次	

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	障害福祉サービス等事業収入	25,307,400	25,241,042	66,358	
	受取利息配当金収入	2,150	2,201	51	
	その他の収入	388,000	395,912	7,912	
	事業活動収入計 (1)	25,697,550	25,639,155	58,395	
	支出				
人件費支出	19,743,000	19,705,395	37,605		
事業費支出	5,548,000	5,557,158	9,158		
事務費支出	1,510,200	1,530,147	19,947		
事業活動支出計 (2)	26,801,200	26,792,700	8,500		
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	1,103,650	1,153,545	49,895		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	228,800	228,800	0	
施設整備等支出計 (5)	228,800	228,800	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	228,800	228,800	0		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動支出計 (8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	0	0	0		
予備費支出 (10)	0	-	0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,332,450	1,382,345	49,895		
前期末支払資金残高 (12)	32,871,493	32,871,493	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)	31,539,043	31,489,148	49,895		

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	障害福祉サービス等事業収益	25,241,042	25,590,592	349,550
	サービス活動収益計(1)	25,241,042	25,590,592	349,550
	費用			
	人件費	19,705,395	20,012,090	306,695
	事業費	5,557,158	6,642,583	1,085,425
	事務費	1,530,147	1,420,357	109,790
減価償却費	139,999	280,152	140,153	
サービス活動費用計(2)	26,932,699	28,355,182	1,422,483	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	1,691,657	2,764,590	1,072,933	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	2,201	2,225	24
	その他のサービス活動外収益	395,912	860,133	464,221
	サービス活動外収益計(4)	398,113	862,358	464,245
	費用			
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	398,113	862,358	464,245	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	1,293,544	1,902,232	608,688	
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
	固定資産売却損・処分損	0	6	6
特別費用計(9)	0	6	6	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	6	6	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	1,293,544	1,902,238	608,694	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	32,186,328	34,088,566	1,902,238
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	30,892,784	32,186,328	1,293,544
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	30,892,784	32,186,328	1,293,544

法人単位貸借対照表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	32,381,041	33,390,965	1,009,924	流動負債	1,720,721	1,348,300	372,421
現金預金	32,203,182	24,229,065	7,974,117	事業未払金	639,793	517,972	121,821
事業未収金	177,859	170,000	7,859	その他の未払金	250,600	0	250,600
未収金	0	8,991,900	8,991,900	職員預り金	1,500	1,500	0
				賞与引当金	828,828	828,828	0
固定資産	10,232,464	10,143,663	88,801	固定負債	0	0	0
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	1,720,721	1,348,300	372,421
定期預金	10,000,000	10,000,000	0				
その他の固定資産	232,464	143,663	88,801	純 資 産 の 部			
器具及び備品	222,438	13,325	209,113	基本金	10,000,000	10,000,000	0
ソフトウェア	10,026	130,338	120,312	第1号基本金	10,000,000	10,000,000	0
				国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	30,892,784	32,186,328	1,293,544
				(うち当期活動増減差額)	1,293,544	1,902,238	608,694
				純資産の部合計	40,892,784	42,186,328	1,293,544
資産の部合計	42,613,505	43,534,628	921,123	負債及び純資産の部合計	42,613,505	43,534,628	921,123

社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会

役員等の報酬等支給基準

(平成29年制定)

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定による役員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は、理事長を除き支給しない。ただし、理事長が支給することが妥当と判断した場合は、評議員会の承認を得て支給することができる。

- 2 理事長の報酬は、月額30,000円とする。
- 3 評議員の報酬は無報酬とする。

(支給日)

第3条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が金融機関の休日の場合は、その日前であって金融機関の休日でない最も近い日を支給日とする。

(規程の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年9月25日より施行し、令和2年4月16日から適用する。